

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
第3期中期目標期間終了時に見込まれる
業務の実績に関する評価結果

令和元年8月

山形県・酒田市

目 次

1	法人の概要	2
2	評価の実施根拠法	2
3	評価の対象	2
4	評価の趣旨	3
5	評価方法の概要	
	(1) 評価基準	3
	(2) 評価の手法	3
6	評価結果	
	(1) 総合的な評定	4
	(2) 中期目標期間における財務情報及び人員に関する情報	5
	(3) 中期計画の項目毎の評定	
	第1 中期計画の期間	5
	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	5
	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	6
	第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	7
	第5 短期借入金の限度額	7
	第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	7
	第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	7
	第8 剰余金の使途	8
	第9 料金に関する事項	8
	第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	9
	(4) 業務運営の改善その他の措置の必要性	9
	地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価基準	10
	第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価（項目別評価シート）	11

1 法人の概要

- | | |
|-------------|--|
| (1) 法人名等 | 名 称 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構
代 表 理事長 栗谷 義樹
住 所 山形県酒田市あきほ町30番地 |
| (2) 設立年月日 | 平成20年4月1日 |
| (3) 設立団体 | 山形県及び酒田市 |
| (4) 資本金の額 | 172億3066万2678円（平成30年3月31日変更） |
| (5) 中期目標の期間 | 平成28年度から令和元年度（4年間） |
| (6) 目的及び業務 | |

ア 目的

地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

イ 業務

- ① 医療の提供に関すること。
- ② 医療に関する調査及び研究に関すること。
- ③ 医療に関する技術者の研修に関すること。
- ④ 医療に関する地域への支援に関すること。
- ⑤ 災害時における医療救護に関すること。
- ⑥ 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条 第2項

3 評価の対象

第3期中期目標期間終了時に見込まれる地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の中期計画に対する実績の状況

※中期計画・・・中期目標に基づき、当該中期目標期間における業務運営に関する計画を定めたもの

4 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構（以下「病院機構」という。）が、庄内地域の中核病院である日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院並びに日本海八幡クリニック、升田診療所、青沢診療所、松山診療所、地見興屋診療所及び飛島診療所（以下「日本海八幡クリニック等診療所」という。）を運営するにあたり、住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上及び業務運営の効率化等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すとともに、設立団体である山形県及び酒田市が次期中期目標を定めるにあたりその検討に資することを目的に、山形県及び酒田市が、第3期中期目標期間終了時に見込まれる病院機構の業務の実績に関し評価を行う。

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価基準。（別紙のとおり）

(2) 評価の手法

病院機構の自己評価結果及びこれに対する地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構評価委員会の意見を聴取し、これらを基に評価する。

【評価委員会】（令和元年7月26日現在、1名欠員）

委員名	氏名	役職等
委員長	嘉山孝正	山形大学医学部参与 山形大学医学部先進医学講座 特任教授
副委員長	八重樫伸生	東北大学大学院医学系研究科長 東北大学医学部長
委員	堀千秋	酒田市地域包括支援センターほくぶセンター長
委員	佐藤正一	日本公認会計士協会山形県会
委員	齋藤好正	山形県医師会（酒田地区医師会十全堂顧問）

（敬称略：順不同）

6 評価結果

(1) 総合的な評定

山形県及び酒田市は、病院機構における第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務の実績について、総合的には「非常に優れている」ものとして評価する。

日本海総合病院については、第2期中期目標期間に引き続き、救命救急センターや地域医療支援病院などの指定を受ける地域の中核病院として、専門医の配置及び高度医療機器の更新・整備などにより、安全で高度かつ専門的な急性期医療を提供に努めている。日本海酒田リハビリテーション病院は、平成30年4月に「日本海総合病院酒田医療センター」から「日本海酒田リハビリテーション病院」に名称を変更した。診療体制としては、理学療法士等の増員を図り、休日を含めたリハビリテーションの提供体制を充実させ、引き続き地域ニーズに応じた回復期・慢性期医療の提供に努めている。

平成30年4月には、旧酒田市立八幡病院と離島診療所である飛島診療所を含む5診療所が酒田市から移管統合され、旧酒田市立八幡病院は病床を廃止のうえ「日本海八幡クリニック」に改め、升田診療所、青沢診療所、松山診療所、地見興屋診療所、飛島診療所とともに各地域の診療所として一次医療を提供し地域医療の確保に努めている。

さらに、職員配置、就労環境の整備においては、医事クラーク、看護補助者及び認定看護師等の適所配置、院内保育所の24時間保育、病児・病後児保育の継続及び病棟看護師の負担軽減を目的とする二交代制勤務の追加導入など、スタッフの確保と業務負担軽減への取り組みを積極的に行っている。特に、医療人材の確保・育成については、新専門医制度において、内科、産婦人科、外科領域の基幹施設として、認定を受けるとともに内科専攻医4名を採用し、また、臨床研修医、レジデント、スチューデントドクター及び地域医療実習生を受け入れ、医師育成と医学生の教育に努めている。

また、平成30年4月に設立された「地域医療連携推進法人日本海ヘルスケアネット」への積極的な参画により、地域の医療機関をはじめ、保健、福祉、介護の各機関の連携において中心的な役割を担い、より効果的な業務運営及び地域医療の維持、確保に努めている。一方、経営面では、収入確保・費用低減に努め、病院機構全体として設立初年度から11年間連続して黒字決算を計上し、中期目標に掲げる経常収支比率100%以上が引き続き達成されている。

こうした病院機構の、中期目標の達成に向けた業務運営に対する努力は、第3期中期目標期間の最終年度にあたる令和元年度においても引き続き実施されている。

以上、第3期中期目標期間終了時における業務の実績は良好であると見込まれ、病院機構の業務運営に対する努力について、設立団体として非常に高く評価するものである。

評価した項目数

総項目数 93項目【評価 S：5、A：18、B：70、C：0、D：0】

(2) 中期目標期間における財務情報及び人員に関する情報

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
総収益（百万円）	20,003	21,322	22,244	—
総費用（百万円）	19,417	20,515	21,500	—
純利益（百万円）	587	808	744	—
常勤職員数（人）	1,040	1,061	1,104	—

※（3）の項目ごとに算出することが困難であるため、全体の情報を記載。

(3) 中期計画の項目毎の評定

第1 中期計画の期間 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの4年間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 評定

中期計画に対する実績は概ね計画に合致している。

イ 理由

病院及び診療所の医療機能の分担により効率的かつ効果的な業務運営を図るとともに、庄内地域の中核病院として地域医療水準の向上に努めている。

ウ 評価した項目

①項目数

68項目【評価 S：3、A：15、B：50、C：0、D：0】

②特筆すべき項目

- ・庄内二次医療圏で唯一の救命救急センターとして、24時間365日、地域に信頼される医療の提供に努め、また、機能強化のため、酒田地区医師会十全堂との連携により平日夜間救急外来の診療体制を確保している。
- ・日本海酒田リハビリテーション病院では、理学療法士等の増員等により、休日を含めたりハビリテーション及び通所リハビリテーションの提供体制の充実に努めている。
- ・新専門医制度による内科、産婦人科及び外科の基幹施設として認定を受けるとともに、内科専攻医を採用している。
- ・他の医療機関との役割分担及び連携を進めた結果、地域医療支援病院の指定要件となっている、紹介率・逆紹介率に係る目標値を毎年度において大幅に上回っている。
- ・効率的で適切な医療やケアを提供するため、地域医療情報ネットワーク等のICTを活用し、他の医療機関や介護・福祉施設等との診療情報の共有化等地域医療の連携強化の推進を図っている。
- ・「地域医療連携推進法人日本海ヘルスケアネット」への積極的な参画により、各機関の連携において中心的な役割を担い、地域医療の維持、確保に努めている。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

ア 評 定

中期計画に対する実績は概ね計画に合致している。

イ 理 由

診療体制の強化、人員配置の弾力的運用に努め、診療報酬改定等をはじめ各種制度の変化に迅速に対応するなど、収益の確保に努めている。

ウ 評価した項目

①項目数

8項目 【評価 S：0、A：1、B：7、C：0、D：0】

②特筆すべき項目

- ・患者ニーズに対応するため勤務時間の見直し等、勤務時間、人員配置等を弾力的な運用に努めている。
- ・新たな施設基準の取得により増収を図るなど、経営基盤の安定化に向けて目標達成に努めている。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

ア 評 定

中期計画に対する実績は計画を上回っている。

イ 理 由

病院機構全体で、営業収支比率と経常収支比率の目標を達成した。

ウ 評価した項目

①項目数

1項目 【評価 S：0、A：1、B：0、C：0、D：0】

②特筆すべき項目

・病院機構全体で、営業収支比率と経常収支比率の目標を達成した。

第5 短期借入金の限度額

ア 評 定

中期計画に対する実績は計画を上回っている。

イ 理 由

短期借入金の実績なし。

ウ 評価した項目

①項目数

1項目 【評価 S：1、A：0、B：0、C：0、D：0】

②特筆すべき項目

・計画的な資金収支に努めたため、短期借入金の必要がなかった。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
計画がないため、評価対象としない

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
計画がないため、評価対象としない

第8 剰余金の使途

ア 評 定

中期計画に対する実績は計画を上回っている。

イ 理 由

決算剰余金については、建設改良積立金に充当し将来の施設整備及び医療機器の整備に備えている。

ウ 評価した項目

①項目数

1項目 【評価 S : 1、A : 0、B : 0、C : 0、D : 0】

②特筆すべき項目

・病院施設の整備に充てるため建設改良積立金に充当している。

第9 料金に関する事項

ア 評 定

中期計画に対する実績は概ね計画に合致している。

イ 理 由

病院機構の規定に基づき料金徴収を行っている。

ウ 評価した項目

①項目数

2項目 【評価 S : 0、A : 0、B : 2、C : 0、D : 0】

②特筆すべき項目

・病院機構の規定に基づき適切に使用料を徴収している。

第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

ア 評 定

中期計画に対する実績は概ね計画に合致している。

イ 理 由

職員の就労環境の整備として、認定看護師や専門薬剤師等の資格保有者に対する適正な評価し、職員のモチベーションの向上に努めている。また、職員一人ひとりがそれぞれの分野で専門知識や能力を十分に発揮できるよう、多職種によるチーム医療の推進に努めている。

ウ 評価した項目

①項目数

12項目 【評価 S：0、A：1、B：11、C：0、D：0】

②特筆すべき項目

- ・医師、看護師、薬剤師等、多職種によるチーム医療をするため、カンサーボード等の開催など推進に努めている。
- ・職員が業務に専念できるよう、病児・病後児保育事業を継続して実施している。

(4) 業務運営の改善その他の措置の必要性

なし

【別紙】

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績に関する評価基準

1 業務の実績に関する評価の基本方針

第3期中期目標期間終了時に見込まれる地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構の中期計画に対する業務の実績について、計画の実施状況を調査・分析し、業務の実績について評価を行う。

2 業務の実績に関する評価の方法

計画に掲げた項目ごとに行う「項目別評価」と、業務実績全体の状況について行う「全体評価」の2つを併せて行うものとする。

(1) 項目別評価 項目別評価シート

項目別評価は、第3期中期計画の個別項目毎の進捗状況について、下記により評価するものとする。

- ① 業務の実施状況を幅広く把握し、可能な限り客観的な評価の実施に努める。
 - ・目標数値がある場合はその達成度合い、定性的な目標の場合は具体的な業務実績を把握して評価する。
 - ・業務実績については、その数量だけでなく、その質についても考慮する。
 - ・業務実績に影響を及ぼした要因、予期せぬ事情の変化等についても考慮する。
- ② 判定基準として以下の5段階で評価し、原則としてその理由を付記する。

(判定基準)

- 「S」 : 計画を大幅に上回っている
- 「A」 : 計画を上回っている
- 「B」 : 計画に概ね合致している
- 「C」 : 計画をやや下回っている
- 「D」 : 計画を下回っており、大幅な改善が必要

(2) 全体評価

全体評価は、(1)の項目別評価の結果を踏まえ、全体的な計画の進行状況や達成について、記述式等により評価するものとする。

**第3期中期目標期間終了時に見込まれる業務実績評価
(項目別評価シート)**